

日 時：令和 7 年 9 月 3 日（水）13：00～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：手塚委員長、大島委員、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、稲垣審議官、戸梶総務課長、
香月参事官、日置参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○戸梶総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、手塚委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○手塚委員長 それでは、ただいまから、第332回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は一つです。

議題 1「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 独自利用事務の情報連携に係る届出について御説明いたします。

資料 1 の大項目 1「独自利用事務の情報連携とは」を御覧ください。独自利用事務とは、番号法第 9 条第 2 項の規定に基づき、地方公共団体が条例で定めることで個人番号を利用することができる地方公共団体独自の事務をいいます。また、同法第 19 条第 9 号に基づき、独自利用事務のうち、委員会規則第 2 条各項で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、他の行政機関等に特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能とされております。この独自利用事務の情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすものとして、現在 1,475 団体、12,999 件の届出を委員会ウェブサイトで公表しております。

つづいて、大項目 2「独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。この度、地方公共団体から提出されました、令和 8 年 2 月から開始される情報連携に係る届出について、委員会規則で定める要件を満たすか確認いたしました。その結果、145 団体から新規の届出が 352 件、利用特定個人情報の追加等を行う変更の届出が 97 件、事務の廃止等に伴い情報連携を取りやめる中止の届出が 68 件の計 517 件の届出がございました。当該届出について、委員会規則第 2 条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規則第 3 条第 3 項等の規定に基づき、内閣総理大臣へ通知したいと考えております。

なお、今回の届出に係る内閣総理大臣通知後の届出の総数については、届出団体数が 1,489 団体、届出件数が 13,283 件となります。

御説明は以上でございます。

○手塚委員長 ありがとうございます。

では、ただいまの説明について御質問、御意見をお願いいたします。

よろしいですか。

では、特に修正の御意見がないようですので、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、内閣総理大臣に通知したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。